三　組合及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結純資産変動計算書
ロ　貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
(1)　破綻先債権に該当する貸付金
(2)　延滞債権に該当する貸付金
(3)　三月以上延滞債権に該当する貸付金
(4)　貸付条件緩和債権に該当する貸付金
ハ　当該組合及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常剰余金又は経常損失金の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）
四　事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第二百四十八条の二及び第二百四十八条の三中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第二百五十四条第一項中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号の次に次の二号を加える。

二十二　共済事業を行う組合が劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、特定共済組合の共済金等の支払能力の充実に資するものとして厚生労働大臣が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合

二十三　共済事業を行う組合が劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

別表第二を次のように改める。

別表第二（第百八十六条関係）

対象資産	積立基準	積立限度
第百八十五条第一項第一号に掲げる資産	千分の四・〇	千分の二百
第百八十五条第一項第二号に掲げる資産	千分の四・〇	千分の百五十
第百八十五条第一項第三号に掲げる資産	千分の〇・四	千分の二十
第百八十五条第一項第四号に掲げる資産	千分の〇・八	千分の三十
第百八十五条第一項第五号に掲げる資産	千分の二・四	千分の百
第百八十五条第一項第六号に掲げる資産	千分の二・八	千分の百十
第百八十五条第一項第七号に掲げる資産	千分の二・〇	千分の百

別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第二百九条第一項第六号ニ関係）

項目	記載事項
法第五十条の五第一号に係る細目	一　第百六十六条の二第一項第一号に掲げる額 二　第百六十六条の二第一項第二号に掲げる額 三　第百六十六条の二第一項第三号に掲げる額 四　第百六十六条の二第一項第四号に掲げる額 五　第百六十六条の二第一項第五号に掲げる額 六　第百六十六条の二第一項第六号に掲げる額 七　第百六十六条の二第一項第七号に掲げる額 八　法第五十条の五第一号に掲げる額のうち、前各号に掲げる額以外の額の合計額
法第五十条の五第二号に係る細目	一　第百六十六条の三第一号に掲げる額 二　第百六十六条の三第二号に掲げる額 三　第百六十六条の三第三号に掲げる額 四　第百六十六条の三第四号に掲げる額

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下「新生協法施行規則」という。）第百六十六条の二、第百六十六条の三、第二百四十八条の二、第二百四十八条の三、別表第二、別表第五及び別表第六の規定は、施行日以後に終了する事業年度から適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第三条　新生協法施行規則第百九十三条及び第百九十四条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

第四条　新生協法施行規則第二百九条及び第二百十一条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用する。

○厚生労働省令第四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（平成二十七年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例）

第八条　東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（福島県双葉郡双葉町及び相馬郡飯舘村の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間